

宇佐市若者定住促進住宅入居者募集要項

宇佐市に定住を希望される子育て世帯を対象に、宇佐市若者定住促進住宅の入居者を次の通り募集します。

1. 募集住宅

名称：下恵良若者定住促進住宅 1 棟 1 号
(木造平屋一戸建・延床面積 91.2 m²)
所在地：大分県宇佐市院内町下恵良 128 番地の 1
募集数：1 世帯

2. 住宅の間取り

3LDK (別添の間取り図をご覧ください。)

3. 入居資格

- ①将来にわたって宇佐市に定住し、市の発展に寄与する意志のある方。
- ②入居申込において、世帯に同居する小学生以下の子がいること。
- ③世帯における月額所得額が、158,000 円以上 487,000 円以下であること。
- ④市区町村税等を滞納していないこと。
- ⑤申込者及び現に同居し、若くは同居しようとする親族が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

※下恵良若者定住促進住宅への入居については、既に南院内小学校区に居住されている方（お子さんが南院内小学校に通学されている方を含む）は対象となりません。

4. 入居できる期間

若者定住促進住宅に入居できる期間は、中学生以下の子と同居している間です。ただし、同居の子がこの住宅から高等学校へ通学する場合は、在学中に限り入居を延長することができます。

5. 家賃及び敷金

若者定住促進住宅の家賃は、月額 45,000 円を基準として、同居する家族構成に応じて、家賃額から一定金額を控除します。ただし、控除される額の上限は、月額 35,000 円です。

①家賃 月額 45,000 円（基準額）

- ・同居する小学生が 1 人の場合 家賃 25,000 円（控除額 20,000 円）

- ・ 〃 2 人の場合 家賃 15,000 円（控除額 30,000 円）
- ・ 〃 3 人の場合 家賃 10,000 円（控除額 35,000 円）
- ・ 同居する小学生未満の子及び中学生が居る場合は、1 人につき 5,000 円控除されます。

②敷金 135,000 円（基準額の 3 カ月分）

6. 申込方法等

①申込方法

所定の申込書に必要事項をご記入の上、添付書類（申込書に記載）を添えて、直接提出または郵送にてお申し込みください。

②申込期間

随時募集

③申込書提出先

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田 1030 番地の 1

宇佐市まちづくり推進課コミュニティ係

7. 入居者の選考方法

別に定める入居選考基準に基づき決定します。（面接を行う場合があります。）

8. 入居者の決定時期

申込書の提出次第、審査を行い決定いたします。

9. その他

詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

10. お問い合わせ先

宇佐市まちづくり推進課コミュニティ係

TEL : 0978-27-3273（直通）

E-mail : tiiki08@city.usa.lg.jp